

大分県畜産共進会規則

(目 的)

第1条 本共進会は大分県の酪農・肉用牛生産近代化計画で定められた目標達成のための育種改良と、消費拡大を目指した普及啓発を目的として、種畜の部並びに肉牛の部を開催する。

(名 称)

第2条 本共進会は、大分県畜産共進会（以下「本会」という）と称し、大分県農林水産祭実行委員会、公益社団法人大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農業協同組合が開催する。

(実行委員会)

第3条 実行委員会は大分県畜産振興課長、大分県畜産技術室長、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪農業協同組合長をもって構成する。

(事 務 局)

第4条 本会の事務局は畜産協会内におき、実行委員会および別に定める幹事会の決定により事務の執行にあたるものとする。 但し、会期中は会場内におく。

(出 品)

第5条 本会の出品家畜は次のとおりとする。
肉用牛、乳用牛、肉牛

(出品資格)

第6条 出品者は県内に居住する畜産農業者に限る。但し会長が特に承認したものはこの限りでない。

2. 出品家畜ならびに出品者の資格は、別に定める出品規程（以下「規程」という）によるものとする。

(出品申込)

第7条 出品者は規程に定められた出品申込書に関係書類を添えて、指定した期日までに本会に提出しなければならない。

(審 査)

第8条 出品家畜の審査は規程の定めるところによる。

2. 審査委員は各関係官庁または団体等の職にある者のうちから、原則として地区予選の審査に携わった者を除いて会長が委嘱する。
3. 審査委員は審査団を編成するものとし、審査の日程、方法等については会長が審査団にこれをはかり決定する。
4. 出品者は審査を辞退し、若しくはこれを拒み、再審査を請求し、表彰を辞退し、またはこれを拒み、その他審査の結果について異議の申し立てをすることはできない。

(表 彰)

第9条 表彰は審査の結果により次の2等級にわけるとする。(最優秀賞、優秀賞)

なお、出品家畜の中より各家畜部門別に特に優秀な部位については、特別賞を交付することができる。

2. 擬賞計画は下記による。

擬 賞 計 画

| 区 分 | 肉用牛 | 乳用牛 | 肉 牛 | |
|-------|------|------|------|--|
| 最優秀賞 | 40% | 40% | 40% | |
| 優 秀 賞 | 60% | 60% | 60% | |
| 計 | 100% | 100% | 100% | |
| 特 別 賞 | 1点 | 1点 | | |

3. 表彰式は、実施計画書の開催日に行うものとする。

(参 観)

第10条 開場は午前9時、閉場は午後5時とし、この時間内は無料で一般の参観に供する。但し、都合により参観時間の変更または会場の一部または全部の参観を停止することがある。

2. 本会の進行上妨げとなるおそれがあると認められるものは入場を拒絶し、または場外に退去させることがある。
3. 本会場内には会長の認めた物品以外のものを携帯し、又は搬入することができない。
4. 参観者は係員または出品者の承認を得ないで出品物(家畜)に手をふれてはならない。
5. 肉牛の部については、当分の間参観を見合わせる

(役 職 員)

第 11 条 本会に次の役職員をおく。

| | | | |
|-----|---------|---------|-----|
| 会 長 | 1 名 | 事 務 局 長 | 1 名 |
| 副会長 | 2 名 | 事務局次長 | 3 名 |
| 監 事 | 2 名 | 事 務 委 員 | 名 |
| 幹 事 | 1 6 名以内 | 審 査 委 員 | 名 |
| | | 連 絡 委 員 | 名 |
| | | 衛 生 委 員 | 名 |

2. 会長には大分県畜産協会長があたり、副会長には全農大分県本部長並びに大分県酪農業協同組合長があたる。
3. 会長は本会を代表し会務を総理する。
4. 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
5. 会長は顧問または相談役を委嘱することができる。
6. 監事は業務の執行状況を監査し委員会に報告するものとする。
7. 幹事は業務の運営に関する細部の企画にあたる。
8. 事務局長ならびに次長、事務委員は会長が任命または委嘱し、会長の命を受けて本会の事務を掌理する。

(経 費)

第 12 条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 県費補助金
2. 開催地補助金
3. 出品団体負担金
4. その他収入

(予 算 決 算)

第 13 条 本会の収支予算ならびに決算は本会実行委員会の承認を得るものとする。

附 則

この規則は平成 1 9 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 2 0 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 2 2 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 2 4 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 2 5 年 4 月 1 日より施行する。

この規則は平成 2 6 年 4 月 1 日より施行する。

第75回大分県畜産共進会出品規程

- 第1. 大分県畜産共進会規則第6条の規程に基づき、第75回大分県畜産共進会の出品に関する事項を定める。
- 第2. 出品者は、全農大分県本部長又は、大分県酪農協長の推薦した者に限る。
- 第3. 出品家畜は、県内において生産（但し、乳用牛の部の経産牛並びに肉牛の部の乳用種・交雑種肥育牛は産地を問わない）された家畜で、また出品者において飼養された家畜であること。
- 第4. 出品家畜の出品月令算定基準日は、第75回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表によるものとする。
- 第5. 出品家畜のうちで過去の畜産共進会（上部畜産共進会、県畜産共進会）に出品したものは別表1に示した区のみに出品することができる。
- 第6. 出品家畜は次の資格を備えたものとする。

種畜の部

肉用牛の部

1. 出品区分及び月齢

第75回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表によるものとする。

2. 出品条件

(1) 第1区～第6区共通条件

- ア. 出品家畜は、登録牛または登記牛であること。
- イ. 出品家畜は、同一人（同一家族）が3カ月以上（若雌1区は除く）所有かつ管理し、飼育したものでなければならない。
- ウ. 出品牛の繁殖条件

下記表の通りとする。

| 月 齢 | 授精証明書 | 受胎証明書若しくは妊娠鑑定書 |
|-----|-------|----------------|
| 1 2 | | |
| 1 3 | ○ | |
| 1 4 | ○ | |
| 1 5 | ○ | △ |

| | | |
|-------|---|---|
| 16 | ○ | △ |
| 17 | ○ | △ |
| 18 | ○ | △ |
| 19～20 | ○ | ○ |

★ ○印は、必ず添付すること

△印は、受胎確認した牛について、必ず添付すること

(2) 出品区分第1区及び第2区にあつては、出品家畜の父牛は、県有種雄牛とする。但し、出品家畜の母方祖父（2代祖）または母方祖々父（3代祖）のいずれかが県有種雄牛にあつては、県外種雄牛の父牛でも良い。

(3) 第5区（女性部）

ア. 第5区女性部出品家畜は、原則として肉用牛生産女性組織の構成員が出品する自家保留牛であること。

(4) 第6区（高等登録群・系統雌牛群）

ア. 高等登録牛の母牛とその娘牛及び孫娘牛の直系3頭、または地域の改良の基礎を作った雌牛を共通の始祖牛として持つ雌牛3頭をもって1群とする。

イ. 出品家畜の所有者は同一市町村に限り1頭ずつ異なってもよい。

ウ. 系統雌牛群の始祖牛は以下の通りとする。ただし、必要に応じて見直しを行う。

| No. | 登録番号 | 名号 | 生年 |
|-----|---------|----------|-----|
| 1 | 黒高311 | みち2 | S25 |
| 2 | 黒88774 | ゆるぎ | S26 |
| 3 | 黒60516 | さかえ | S26 |
| 4 | 黒151605 | しゆく4 | S27 |
| 5 | 黒86501 | すみえ | S27 |
| 6 | 黒94329 | たから | S27 |
| 7 | 黒151652 | 第5おうはな | S27 |
| 8 | 黒192724 | はつはる | S28 |
| 9 | 黒237550 | ひさとみ | S29 |
| 10 | 黒283972 | とよたま | S29 |
| 11 | 黒高5029 | 第3しろかね | S31 |
| 12 | 黒高1374 | みやつる1 | S31 |
| 13 | 黒401607 | あきみ | S32 |
| 14 | 黒高2596 | 第2にします | S32 |
| 15 | 黒高1707 | たかはな | S33 |
| 16 | 黒高2622 | 第34たまさかえ | S33 |
| 17 | 黒育894 | 第2さかえ | S33 |
| 18 | 黒高1713 | ふくつる2 | S34 |
| 19 | 黒468370 | ふじやま | S34 |
| 20 | 黒高9349 | さちゆき | S34 |
| 21 | 黒高2589 | とみます | S34 |
| 22 | 黒591451 | ほそかわ | S34 |
| 23 | 黒高1372 | こさかえ | S34 |
| 24 | 黒高5238 | さいじょう | S35 |
| 25 | 黒高1937 | 第7ときわ | S35 |
| 26 | 黒高5207 | きんせい3 | S36 |
| 27 | 黒高4158 | やすはな | S36 |
| 28 | 黒626013 | うめこ | S36 |
| 29 | 黒高4155 | だいせん | S36 |
| 30 | 黒659539 | さだすえ | S36 |
| 31 | 黒高3123 | 第13かずさかえ | S37 |
| 32 | 黒育904 | あらとし4 | S37 |

| No. | 登録番号 | 名号 | 生年 |
|-----|----------|---------|-----|
| 33 | 黒高6829 | 第1おほたか | S38 |
| 34 | 黒781545 | みのる | S38 |
| 35 | 黒高6879 | はまふじ | S39 |
| 36 | 黒育5165 | ふくよ | S39 |
| 37 | 黒育2327 | としゆき | S39 |
| 38 | 黒高7200 | しげみ | S40 |
| 39 | 黒高37972 | ふみ | S40 |
| 40 | 黒高7175 | 第7ふゆ | S41 |
| 41 | 黒高5236 | みやひめ | S41 |
| 42 | 黒育2342 | ななめ | S41 |
| 43 | 黒高23983 | はつみ6 | S42 |
| 44 | 黒高7178 | 第15とびふじ | S42 |
| 45 | 黒高15683 | はつふみ | S42 |
| 46 | 黒高7815 | 第3もりうめ | S42 |
| 47 | 黒高7835 | 第2やくしん | S43 |
| 48 | 黒高15645 | もとよし | S43 |
| 49 | 黒高18270 | 第2とみさかえ | S43 |
| 50 | 黒高15670 | 第2とみ | S44 |
| 51 | 黒育2321 | たかふく | S44 |
| 52 | 黒1216253 | 第1たま | S45 |
| 53 | 黒高15692 | てんりゅう | S46 |
| 54 | 黒高23967 | つるとも | S46 |
| 55 | 黒高57803 | ながはる | S47 |
| 56 | 黒高57805 | 第1たまづる | S47 |
| 57 | 黒高33401 | 第2まきば | S48 |
| 58 | 黒高28615 | 第3みどり | S49 |
| 59 | 黒高57828 | たけひめ | S50 |
| 60 | 黒高57829 | ふくあき1 | S51 |
| 61 | 黒高77144 | みほ | S53 |
| 62 | 黒高87461 | まさこ | S53 |
| 63 | 黒高77274 | ふくのかみ6 | S53 |
| 64 | 黒1662543 | かいち | S55 |

3. 審査要領

(1) 体 高

出品家畜の体高は成牛（24カ月齢以上）で $\pm 1.5\sigma$ 以内とし、若雌牛（23カ月齢以内）は $\pm 2.0\sigma$ 以内を原則とする。

ただし、成牛で 1.5σ 、若雌牛で $\pm 2\sigma$ をこえるものは最優秀賞の首席の対象としない。

(2) 栄養度

出品家畜の栄養度は、原則として4～6の範囲とし、7以上については最優秀賞の対象としない。

(3) 適正な審査を行うための厳守事項

厳正かつ公平に審査を行うため、次のような事項を行ってはならない。

- ①出品家畜に人為的に多量の水を飲ませたり、第一胃に水を注入するなどの行為は、絶対にしないこと。また、餌を押し込むこと等を含めて人の手によって牛に無理をさせる行為も厳禁とする。ただし、主催者が指定する衛生指導班が治療の為やむを得ないと判断したものは、その限りでない。
- ②出品家畜の角、被毛、蹄などを染めたり、色を塗るような偽装及び出品家畜への医療的整形は行わないこと。

以上の不正行為が認められた場合には、最優秀賞としない。

なお、厳守事項を徹底するため、審査委員長の任命した指導員5名を配置する。また、指導員の指導に従わない場合は、指導員は、その旨を審査委員長に報告する。

乳用牛の部

1. 出品区分及び月齢

第75回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表によるものとする。

2. 出品条件

(1) 第1部～第7部共通条件

ア. 出品家畜は血統登録証明書を有するものとする。（申請中でも可。）

イ. 出品家畜は同一人（同一家族）が6カ月以上所有し、かつ飼育し、管理

したものでなければならない。

(2) 第1部・第2部・第3部（育成牛）

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜が15カ月以上のものについては授精証明書を所持していること。

(3) 第4部（初妊牛）

ア. 自県産であること。

イ. 出品家畜は妊娠が確実なもので家畜保健衛生所長の発行する妊娠鑑定書又は受胎証明書を所持していること。

(4) 第5部・第6部・第7部（経産牛）

ア. 国内産であること。

肉牛の部

1. 出品区分及び月齢

第75回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表によるものとする。

2. 出品条件

(1) 第1区～第2区共通条件

ア. 出品家畜は同一人（同一家族）が3カ月以上所有し、かつ飼育し、管理したものでなければならない。

イ. 生体重は屠前体重を計測するものとする。

ウ. 出品家畜は枝肉重量430kg以上のものであること。

(2) 第1区（肉専用種去勢牛）

ア. 出品家畜はすべて登記牛であること。

イ. 出品家畜の父牛は県有種雄牛であること。

(3) 第2区（乳用種去勢牛、肉用交雑種去勢牛）

ア. 出品家畜は、ホルスタイン種で生後24カ月未満、肉用交雑種去勢牛で30カ月未満を原則とする。

第7. 出品家畜の防疫

1. 出品家畜の予防注射並びに衛生検査について

(1) 流行性感冒（イバラギ病）

出品家畜（肉用牛、乳用牛）は、共進会場搬入3週間前までに予防注射を終了したものとする。なお、大分県畜産協会事業で実施する予防注射を当該年度において実施し、かつ、その個体が確認された牛は除外する。また、出品家畜及び出品家畜と同居する牛について、共進会場搬入直前（5日以内）に臨床検査を実施し、全頭異常が無いことを確認するものとする。

(2) ヨーネ病検査

出品家畜（乳用牛）は、ヨーネ病検査（ELISA法）について搬入日以前3ヶ月以内に実施しており、当該疾病に罹っていないものとする。

2. 出品家畜の搬入にあたっては、前記（1）（2）の規程に抵触しないことを証する当該出品家畜の飼養地を管轄する家畜保健衛生所長の発行する証明書（別記様式の1）を共進会事務局に提出すること。

第8. 出品申込み

出品者は出品申込書に登録、登記の証明書（肉用牛は写）または血統、産地を証明する書類、授精、受胎証明書（肉用牛は写）を開催日3週間前までに共進会事務局に提出しなければならない。

第9. 出品家畜の搬入日時は別紙のとおりとし、会期中は場外に搬出することができない。但し、止むを得ない事情により会期中に開場時間外に搬出を願い出るものがあつたときは許可することがある。なお、肉用牛、乳用牛については共進会が終了後（表彰式終了後）に積み込み搬出を行わなければならない。

第10. 出品家畜については、十分な注意をもって保護を行うが不可抗力による損害についてはその責は負わない。

第11. 出品家畜は、会場搬入の際、健康診断を行ない、悪癖、疾病、その他危険を及ぼすおそれのある家畜の出品は許可しないことがある。

第12. 出品者並びに出品家畜は事務局より交付する標識を会期中表示もしくは所持しなければならない。

第 13. 出品家畜（除く参考出品）はすべてこれを審査する。

第 14. 出品家畜の審査は各家畜登録協会、日本食肉格付協会が制定している審査標準に基づいて行う。

第 15. 出品者において本共進会規則ならびに本規程に違反し、または審査の妨害をしたときは審査を中止し、または場外に退去させることがある。

附 則

この規程は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

別表 1.

上部畜産共進会の出品家畜及び県畜産共進会での農林水産大臣賞受賞家畜の県畜産共進会への出品資格に関する条件。

| 上部共進会並びに農林水産大臣賞受賞家畜 県共出品区分 | | 肉用牛 | | | | | 乳用牛 | | |
|-----------------------------------|----------------|------------|----------------|------------|--------------------------------------|---------------|-----|-----|-----|
| | | 若雌 | 系統雌牛群 | 繁殖雌牛群 | 高等登録群 | 総合評価群 | 育成牛 | 初妊牛 | 経産牛 |
| | | 2区、3区 | 同一始祖牛の子孫 4頭 | 経産牛 4頭 | 母子孫 3頭 | 同一種雄牛の子 4頭 | | | |
| 肉用牛 | 第1～5区 (若雌区) | × | — | — | × | × | | | |
| | 第6区 (高等登録群) | 母子孫 ○○× | 母子孫 ○○○ | 母子孫 ○○○ | 母子孫 ○ <small>(但し異なる立場)</small> | 母子孫 ○○○ | | | |
| | 第6区 (系統雌牛群) | ○ | × | ○ | ○ | ○ | | | |
| 乳用牛 | 育成牛 | | | | | | ○ | — | — |
| | 初妊牛 | | | | | | ○ | ○ | — |
| | 経産牛 | | | | | | ○ | ○ | ○ |

※ 上部共進会出品家畜とは全国共進会又は九州連合共励会の本会場に出場したものをいう。

【別表1の説明】

上部共進会に出品又は県共進会で農林水産大臣賞を授賞した家畜の県共進会への出品資格に関する条件。

肉用牛

1. 全共の若雌区に出品した家畜は、県共では第6区に出品できる。
2. 全共の系統雌牛群に出品した家畜は、県共では第6区の高登録群には出品できるが、系統雌牛群としては出品できない。
3. 全共の繁殖雌牛群に出品した家畜は、県共では第6区に出品できる。
4. 全共の高登録群に出品した家畜は、県共第6区に同一の3頭は出品できないが、それ以外であれば出品できる。
ただし、高登録群に出品する場合は、異なる立場でなければ出品できない。
5. 全共の総合評価群に出品した家畜は、県共では第6区に出品できる。
6. 県共の若雌区（1区～5区）で農林水産大臣賞を受賞した家畜は、県共では、第6区（高登録群・系統雌牛群）には出品できる。
7. 県共の第6区（高登録群・系統雌牛群）で農林水産大臣賞を受賞した家畜が、再度県共の第6区（高登録群・系統雌牛群）へ出品する場合は、異なる立場であれば出品できる。

乳用牛

1. 上部共進会に出場した乳牛でも県共進会は出品できる。

第75回大分県畜産共進会出品家畜生年月日一覧表

肉用牛・肉牛は (平成26年10月1日基準)

乳用牛は (平成26年10月31日基準)

| 出品区分 | | 品種 | 生後月令 | 生年月日 | |
|------|----------------|------------------------|---------|------------|------------------------|
| 種畜の部 | 肉用牛の部 | 第1区若雌の1 | 黒毛和種 | 9ヵ月以上11ヵ月 | 平成25年10月2日～平成26年1月1日 |
| | | 第2区若雌の2 | 〃 | 12ヵ月以上14ヵ月 | 平成25年7月2日～平成25年10月1日 |
| | | 第3区若雌の3 | 〃 | 15ヵ月以上17ヵ月 | 平成25年4月2日～平成25年7月1日 |
| | | 第4区若雌の4 | 〃 | 18ヵ月以上20ヵ月 | 平成25年1月2日～平成25年4月1日 |
| | | 第5区女性の部 | 〃 | 12ヵ月以上20ヵ月 | 平成25年1月2日～平成25年10月1日 |
| | | 第6区 高等登録群 ・系統雌牛群 | 〃 | 14ヵ月以上 | 平成25年8月1日以前 |
| | 乳用牛の部 | 第1部育成牛 | ホルスタイン種 | 12ヵ月以上13ヵ月 | 平成25年9月1日～平成25年10月31日 |
| | | 第2部育成牛 | 〃 | 14ヵ月以上15ヵ月 | 平成25年7月1日～平成25年8月31日 |
| | | 第3部育成牛 | 〃 | 16ヵ月以上18ヵ月 | 平成25年4月1日～平成25年6月30日 |
| | | 第4部初妊牛 | 〃 | 19ヵ月以上21ヵ月 | 平成25年1月1日～平成25年3月31日 |
| | | 第5部経産牛 | 〃 | 3歳未満 | 平成23年11月1日以降生まれ |
| | | 第6部経産牛 | 〃 | 3歳～4歳未満 | 平成22年11月1日～平成23年10月31日 |
| | | 第7部経産牛 | 〃 | 4歳以上 | 平成22年10月31日以前生まれ |
| 肉牛の部 | 第1区 肉専用種去勢牛 | | 黒毛和種 | 30ヵ月未満 | 平成24年4月2日以降 |
| | 第2区 | 乳用種去勢 | ホルスタイン種 | 24ヵ月未満 | 平成24年10月2日以降 |
| | | 交雑種去勢 | 交雑種 | 30ヵ月未満 | 平成24年4月2日以降 |

第 7 5 回大分県畜産共進会（肉牛の部）出品申込書

第 7 5 回大分県畜産共進会長 殿

平成 2 6 年 ____ 月 ____ 日

市
郡 大字

ふりがな

出品者氏名 _____ 印

大分県畜産共進会規則に基づき、下記家畜を出品致します。

| 品 種 | 性 別 | 名 号 | 統一耳標 | 生年月日 | 生 産 者 | |
|-----|-----|--------|------|------|-------|-----|
| | | 登録登記番号 | | | 氏 名 | 住 所 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

飼養期間：（自） ____ 年 ____ 月 ____ 日 ～ （至） ____ 年 ____ 月 ____ 日

飼養月齢： ____ ヶ月 （基準日：平成 2 6 年 1 0 月 1 日現在）

畜産に関する経歴・・・・・・・・・・ ____ 年

家畜飼養状況

| 品 種 | 性 別 | 頭 数 | 飼 養 体 系 |
|-----|-----|-----|---------|
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※出品牛の体重 _____ KG 測定日 ____ 月 ____ 日

（搬入日 1 ヶ月以内の体重）

確認者 _____ 印

※注 子牛登記書原本を添付すること。

第75回大分県畜産共進会出品申込書（肉用牛の部）

第75回大分県畜産共進会長 殿

平成__年__月__日

出品者住所 _____
氏 名 _____

出品区分 _____ 区 ※大分畜産共進会規則を遵守の上、下記家畜を出品します。

| | | | | | |
|-----------|--|------------|--|---------|--|
| 名 号 | | 耳標番号（統一耳標） | | 生年月日 | |
| | | | | | |
| 父 名 号 | | 母 名 号 | | 母 の 父 | |
| 登 録 No. | | 登 録 No. | | 登 録 No. | |
| 点 数 | | 点 数 | | | |
| 生産者（繁殖産地） | | 住 所 | | 氏 名 | |
| | | | | | |

飼養期間 : 平成__年__月__日 ~ 平成__年__月__日

生後月齢 : ____才__ヶ月（基準日：平成26年10月1日現在）

授精月日 : 平成__年__月__日（授精種雄牛名：_____）

（子牛出生日 : 平成__年__月__日、性別__）

出品家畜に対する褒章の有無 :

畜産に関する経歴 :

経営の概要 :

1. 農業従事者 ____名
2. 土地基盤

| | | | | |
|----|---|-----|-------|-----|
| 水田 | 畑 | 飼料畑 | 山林・原野 | その他 |
| | | | | |

3. 家畜の飼養状況

| 品 種 | 性 別 | 頭 数 | 備 考 |
|-----|-----|-----|-----|
| | | | |
| | | | |

※注1 登録書（写）、子牛登記証明書（写）、授精証明書（写）を添付のこと

※注2 出品者（県共当日引出し者）及び出品牛のサイズに“○印”を記入

| 出品者ジャンパー | | | | | | | | 出品牛ユタン | | |
|----------|---|---|----|-----|---|---|---|--------|---|---|
| 男性用 | M | L | 2L | 女性用 | S | M | L | 小 | 中 | 大 |
| | | | | | | | | | | |

第 部 出品申込書 (乳用牛の部)

第 7 5 回大分県畜産共進会長 殿

平成 年 月 日

出品者住所

出品者氏名

㊞

大分県畜産共進会規則を遵守の上、下記家畜を出品いたします。

| 種類 | 性 | 名 号 登録番号 | 生年月日 | 生 産 者 | |
|-----------|---|-------------|--------------|-------|-----|
| | | | | 産地住所 | 氏 名 |
| ホルスタイン | ♀ | | 年 月 日 ヶ月齢 | | |
| 出品牛個体識別番号 | | | | | |
| | | | | | |

| 測尺値 | 体高 | cm | 胸囲 | cm | 尻長 | cm | 腰角幅 | cm |
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|
|-----|----|----|----|----|----|----|-----|----|

最終分娩日 年 月 日 産 最新授精日 年 月 日

飼養期間 (自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日

父 名号 登録番号

母 名号 登録番号

添付書類

- ① 全頭 血統登録証明書の写し
- ② 育成牛の部の15ヶ月以上は、授精証明書の写し
- ③ 初妊牛の部は、家畜保健衛生所長の発行する受胎証明書

第75回大分県畜産共進会功労者表彰要綱

第1条 目 的

この要綱は、大分県畜産共進会において、共進会長が行う功労者の表彰について定めるものとする。

第2条 功労者の推薦

次の選考基準に該当する者で、大分県畜産協会長、全農大分県本部長、大分県酪組合長の推薦する者。

(1) 提出書類

功労者の推薦については、下記書類を9月15日までに共進会長に提出しなければならない。

1. 功 績 調 書
2. 推 薦 書

第3条 選考基準

第1部 個 人

| 区 分 | 内 容 |
|------------------|--|
| 生 産 者 | (1) 畜産経営の合理化を率先実行し、斯業の改善発展に尽力したもの (2) 家畜家禽の改良増殖上実績顕著と認められる熱心な実行者または永年尽力したもの (3) 大分県畜産共進会において過去15回（連続出品5回以上）以上出品したもの (4) その他特に斯業の発展に尽力したもの |
| 農業団体役職員 | 畜産振興上特に功績のあった農業団体役職員 |
| 産業動物獣医師ならびに人工授精師 | 畜産振興上特に功績のあったもの |
| 流 通 関 係 者 | 家畜畜産物の流通、取引改善または斡旋業務等が適正に行われ畜産振興上特に功績のあったもの |

第2部 団 体

畜産の発展に関する企画、施設等の事業が適切で優秀であり、畜産振興上顕著なる実績を挙げている各種農業団体

*以上の諸項目に該当するもので、過去の県共進会及び上部共進会等において表彰を受けたことがないもの。

第4条 選考委員会

大分県、大分県畜産協会、全農大分県本部、大分県酪農協に所属する幹事で選考委員会を構成し、功労者を選考し決定する。

(様式)

第75回大分県畜産共進会功労者推薦調書

第 号
平成 年 月 日

第75回大分県畜産共進会長 殿

名 称
代表者氏名

平成26年度 第75回大分県畜産共進会功労者表彰要綱に基づき、下記のとおり推薦致します。

記

1. 推薦者氏名
2. 推薦者住所
3. 推薦者の区分と理由
 - ① 推薦区分 (生産者・農業団体役職員・産業動物獣医師並びに人工授精師・流通関係者) 〈該当するところに○をつけて下さい〉
 - ② 推薦理由 〈 功績調書のとおり 〉

第75回大分県畜産共進会功績調書

| 区 分 | 功 績 内 容 |
|---|---|
| <p>1. 生産者</p> <p>1) 経営形態</p> <p>2) 飼養規模</p> <p>3) 労働力</p> <p>4) 飼料基盤</p> <p>5) 生産者の横顔</p> <p>6) 推薦理由 (具体的に)</p> | <p>(酪農経営 ・ 肉用牛繁殖経営 ・ 肉用牛肥育経営 ・ 一貫経営)</p> <p>(経産牛 頭・初任牛 頭・育成牛 頭 ・ 子牛 頭)</p> <p>(家族労働力 人・雇用労働力 人)</p> <p>飼料作付面積 (自己所有・借地を含む)</p> <p>夏作品種 a</p> <p>冬作品種 a</p> <p>永年牧草 a</p> |
| <p>2. 農業団体役職員</p> <p>1) 職歴</p> <p>2) 業績</p> <p>3) 推薦理由</p> | |
| <p>3. 産業動物獣医師並びに人工授精師</p> <p>1) 職歴</p> <p>2) 業績</p> <p>3) 推薦理由</p> | |
| <p>4. 流通関係者</p> <p>1) 業績</p> <p>2) 推薦理由</p> | |

第 7 5 回大分県畜産共進会

<肉牛の部日程表>

| 月 日 | 肉 牛 | | 備 考 |
|--------------|------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| | 時 間 | 行 事 内 容 | |
| 10月1日 (水) | 13:30～17:00 | 黒毛和種、交雑種・乳用種 の搬入 生体調査 | 生体写真は撮影しない。 地区別時間割にて搬入 |
| 10月2日 (木) | 8:30～ | 屠殺、解体、冷蔵 50頭 | |
| 10月4日 (土) | 5:00～6:30 | ローズ芯カット | |
| | 6:00～7:00 | 枝肉測尺・枝肉写真撮影 | |
| | 7:15～ | 朝 礼 | |
| | 8:00～10:00 | 枝肉審査 | |
| | 10:00～10:45 | 枝肉視察 | |
| | 11:00～12:00 | 表 彰 式 | |
| | 12:00～13:00 | 昼 食 | |
| 13:00～14:00 | 肉牛せり（屋内） 【TV放映】 | | |

注) ①10月4日肉畜の部につきましては、出品者ならびに関係者（審査員、事務委員は除く）は10時より共進会を開会する。

②表彰式の会場は畜産公社敷地内とする。

③冷蔵庫内は原則として立ち入りを禁止する。（冷蔵庫内は、肉牛の出品者・審査員・購買者のみ立ち入りができる。）

④一般・関係者については、枝肉写真の展示とする。

肉牛の部 表彰式次第

平成 26 年 10 月 4 日 (土) 11:00~12:00

1. 開会のことば (共進会副会長)
2. 主催者挨拶 (共進会会長)
3. 審査員紹介 (司会者)
4. 審査委員長講評 (審査委員長)
5. 表 彰 式
[別紙参照]
6. 来賓祝辞
 - (1) 大分県知事 (大分県知事)
 - (2) 地元代表 (豊後大野市) (豊後大野市長)
 - (3) 農業団体代表 (農協中央会) (農協中央会長)
 - (4) 来賓 (国会議員)
 - (5) 来賓紹介 (司会者)
7. 祝電披露 (司会者)
8. 万歳三唱 (未定)
9. 閉会のことば (畜産協会専務理事)

肉牛の部 表彰の順序

1. チャンピオン杯返還 (共進会副会長)
(豊後高田市 片桐 和彦 氏)
2. 共進会長賞 (共進会会長)
(最優秀賞)
(1 区 首 席)
(2 区 首 席)
3. 大分県知事賞 (大分県知事)
(1 区 首 席)
(2 区 首 席)
4. 大分県議会議長賞 (県議議長)
(2 区 首 席)
5. 生産局長賞 (大分県知事)
(1 区 首 席)
6. 九州農政局長賞 (大分県知事)
(2 区 首 席)
7. (株)大分県畜産公社々長賞 (畜産公社社長)
(1 区 首 席)
(2 区 首 席)
8. チャンピオン杯授与 (共進会会長)
(1 区 首 席)

第75回 大分県畜産共進会
肉用牛の部日程表

1. 開会式 10月18日(土) 午前9時30分(農林水産祭の開会式をもって開会とする。)
 ①家畜搬入準備 10月17日(金) 午前10時～
 ②家畜搬入 10月17日(金) 午後13時～20時
 10月18日(土) 午前 5時～ 7時
2. 共進会 10月18日(土)

| 時 間 | 肉 用 牛 |
|-------------|---|
| 6:45～6:55 | 連絡委員会 |
| 6:55～8:45 | 出品牛測尺 |
| 8:45～9:00 | 開会式(全農大分県本部長) チャンピオン杯返還 審査委員紹介 審査委員長挨拶(審査説明) |
| 9:00～11:00 | 第1回審査(個体) |
| 11:00～11:30 | 表彰行事 1. 会長挨拶 2. 別府市長祝辞 3. 農業団体代表(中央会長)祝辞 4. 畜産功労者、高齢者、多頭購買、販売額最高農家 表彰 |
| 11:30～12:00 | 昼 食 |
| 12:00～14:00 | 第2回審査(比較審査) (共進会長メダル交付、知事リボン交付) |
| 14:00～14:20 | 特別賞審査 |
| 14:20～14:40 | 表彰式(知事メダル交付、全和額章交付、農林水産大臣賞、九州農政局長賞、チャンピオン杯交付、大分県知事祝辞) |

審 査 時 間 割

| 肉 用 牛 の 部 | | |
|-----------|-------------|-------------|
| | 第 1 回 | 第 2 回 |
| 第1区 | 9:00～ 9:20 | 12:00～12:20 |
| 第2区 | 9:20～ 9:40 | 12:20～12:40 |
| 第3区 | 9:40～10:00 | 12:40～13:00 |
| 第4区 | 10:00～10:20 | 13:00～13:20 |
| 第5区 | 10:20～10:40 | 13:20～13:40 |
| 第6区 | 10:40～11:00 | 13:40～14:00 |
| | 特別賞審査 | 14:00～14:20 |

※区によって、審査時間が多少変更されることがあります。ご了承下さい。

肉用牛の部 開会式 次第

平成26年10月18日(土) 8:45~9:00

1. 開会宣言 (共進会副会長)
2. チャンピオン杯返還 (共進会副会長)
(竹田市直入 吉野 純子 氏)
3. 審査員紹介 (司会者)
4. 審査委員長挨拶 (県畜産振興課長)
(審査説明)

畜産功勞者等表彰式次第

平成26年10月18日(土) 11:00~11:30

1. 共進会会長挨拶 (共進会長)
2. 地元市長祝辞 (別府市長)
3. 農業団体代表祝辞 (中央会長)
4. 畜産功勞者表彰 (共進会長)
5. 肉用牛高齢者飼養者表彰 (県審議監)
6. 多頭購買者表彰 (共進会副会長)
7. 販売額最高農家表彰 (共進会副会長)
 (子牛販売額最高農家)
 (肉牛平均販売額最高農家)
8. 来賓祝辞 (国会議員)
9. 来賓紹介 (各関係団体長)
10. 祝電披露

第75回 大分県畜産共進会
肉用牛 表彰式 次第

平成26年10月18日(土) 14:20~14:40

1. 知事メダル交付 (大分県知事)
2. 全国和牛登録協会額章交付 (和牛登録協会大分県支部長)
3. 農林水産大臣賞授与 (大分県知事)
4. 九州農政局長賞授与 (大分県知事)
5. チャンピオン杯授与 (共進会会長)
6. 大分県知事 祝辞 (大分県知事)
7. 万歳三唱 (未定)
8. 閉会 (畜産協会専務理事)

第75回 大分県畜産共進会 乳用牛の部日程表

平成26年10月23日(木)

| 時 間 | 乳 用 牛 |
|--------------------|---|
| ～7:00 8:30～8:50 | 搬入終了 連絡委員会 |
| 9:15～ 9:30 | 開会式 チャンピオン杯返還 審査委員長挨拶（審査説明）・審査委員紹介 |
| 9:30～9:50 | 第1部審査（リボン交付） |
| 9:55～10:15 | 第2部審査（リボン交付） |
| 10:15～10:55 | 表彰行事 1. 会長挨拶（共進会会長） 2. 畜産功労者 3. 来賓祝辞 |
| 10:55～11:15 | 第3部審査（リボン交付） |
| 11:20～11:40 | 第4部審査（リボン交付） |
| 11:40～12:40 | 昼 食 |
| 12:45～13:10 | 第5部審査（リボン交付） |
| 13:15～13:40 | 第6部審査（リボン交付） |
| 13:45～14:10 | 第7部審査（リボン交付） |
| 14:15～14:35 | 特別賞審査 |
| 14:35～15:00 | 表彰式（知事メダル交付、ホル協メダル交付、農林水産大臣賞、九州農政局長賞、チャンピオン杯交付、知事祝辞、来賓祝辞） |

審 査 時 間 割

| 乳 用 牛 の 部 | | | |
|-----------|-------|---|-------|
| 第1部 | 9:30 | ～ | 9:50 |
| 第2部 | 9:55 | ～ | 10:15 |
| 第3部 | 10:55 | ～ | 11:15 |
| 第4部 | 11:20 | ～ | 11:40 |
| 第5部 | 12:45 | ～ | 13:10 |
| 第6部 | 13:15 | ～ | 13:40 |
| 第7部 | 13:45 | ～ | 14:10 |

乳用牛の部 開会式 次第

平成26年10月23日（木）9：15～9：30

1. 開会のことば (共進会副会長)
2. チャンピオン杯返還 (共進会副会長)
(大分市 有限会社 釘宮牧場)
3. 来賓紹介
4. 審査委員長挨拶 (審査委員長)
(審査説明)
5. 審査員紹介

畜産功勞者等表彰式次第

平成26年10月23日（木）10：15～10：55

1. 共進会長挨拶 (共進会会長)
2. 畜産功勞者表彰 (共進会会長)
3. 来賓祝辞 (国会議員)
4. 来賓紹介
5. 祝電披露

第75回 大分県畜産共進会
乳用牛 表彰式 次第

平成26年10月23日(木) 14:35 ~ 15:00

1. 知事メダル交付 (大分県知事)
2. 農林水産大臣賞授与 (大分県知事)
3. 九州農政局長賞授与 (大分県知事)
4. 家畜改良事業団理事長賞 (共進会副会長)
5. ホルスタイン登録協会会長賞メダル交付 (共進会副会長)
6. チャンピオン杯授与 (共進会会長)
7. 大分県知事 祝辞 (大分県知事)
8. 閉 会 (畜産協会専務理事)